

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>措置法第37条の14((非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税))関係 (非課税適用確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書の同時提出)</p> <p>37の14—14 措置法第37条の14第6項各号に規定する申請書……………。</p> <p>(電子情報処理組織を使用する方法により所轄税務署長から金融商品取引業者等の営業所の長に情報の提供があった場合の取扱い)</p> <p>37の14—19 金融商品取引業者等の営業所の長が、措置法令第25条の13第25項に定める電子情報処理組織を使用する方法……………。</p>	<p>措置法第37条の14((非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税))関係 (非課税適用確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書の同時提出)</p> <p>37の14—14 措置法第37条の14第6項に規定する申請書……………。</p> <p>(電子情報処理組織を使用する方法により所轄税務署長から金融商品取引業者等の営業所の長に情報の提供があった場合の取扱い)</p> <p>37の14—19 金融商品取引業者等の営業所の長が、措置法令第25条の13第24項に定める電子情報処理組織を使用する方法……………。</p>